

令和元年第12回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和元年12月10日、午後2時に朝倉老人福祉センター会議室において、第12回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道 (欠席)
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員5名】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三	27番 永井 健一	

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
- ・報告第3号 空き家に付属した農地指定の取消願について

- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第7号 非農地判断について
- ・議案第8号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	高岩 浩司
係長	中村 敬一郎
事務吏員	松尾 康年
事務吏員	水落 ひかる
事務吏員	岩切 範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 久保山 充 晃
農業振興課 主 事 齊 藤 圭 祐

(開 会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和元年第12回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。ただ今の出席委員は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）5名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に15番穴見委員、16番林委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、1頁をお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。6頁まで計31件ございます。以上、報告いたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から31番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手のうえ、議席番号と名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から31番について、これを受理いたします。7頁をお開きください。

次に、報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。1件でございます。以上報告いたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。

1番 藤原委員。

1番 (藤原委員) 転用者、申請土地については、記載のとおりです。

転用の目的は、農業用倉庫の建設で、倉庫1棟35,8㎡となっております。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 なければ、本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。

8頁をお開きください。

次に、報告第3号「空き家に付属した農地指定の取消申請について」、事務局の説明を求めます。報告番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。報告番号1番について、取消理由を説明。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。
次に報告番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 報告番号2番について、取消理由を説明。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号2番について、これを受理いたします。
9頁をお開きください。
次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の
説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課 農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 (齊藤) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 農業振興課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
12頁をお開きください。
次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の
説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (岩切) 「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の7番
原野委員、36番 小島委員を指名いたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の3番 田中委員、
26番 空閑委員を指名いたします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の3番 田中委員、
26番 空閑委員を指名いたします。
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員の13番 田中委員、
25番 平田委員を指名いたします。
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、担当地区委員の13番 田中委員、

25番 平田委員を指名いたします。

次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、担当地区委員の8番 森部委員、
29番 石松委員を指名いたします。

次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、担当地区委員の10番 手島委員、
17番 樋口委員を指名いたします。

それでは、審議番号1番から7番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、議案第2号、審議番号1番から7番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

議長 14頁をお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」
議長 を議題といたします。尚、この案件は、農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。17頁まで9件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、私が担当委員になっておりますので、
議長を伊藤副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。

それでは、審議番号1番について担当委員の説明を求めます。19番 後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のと
おりです。先日、あっせん売買が行われましたが、除外地であったため今回3条での申請と
なっております。契約は売買、権利移転の理由として、譲渡人は経営縮小。譲受人は隣接地
を所有しており、作業効率を良くするためです。区会長の承諾も得られております。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

それでは、議長を後藤会長と交代いたします。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議長 議長を交代しました。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。10番 手島委員。

10番 (手島委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のと
おりです。契約は売買、譲渡人は農業をするつもりで申請地を購入していましたが、耕作は

なされず耕作放棄地状態になっている土地です。譲受人は経営拡大で、荒廃農地を整備し荏胡麻や苗木の栽培を行う予定だということでした。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 10番手島委員、これからきちんと荏胡麻の栽培がなされているか確認をお願いします。
10番手島委員 挙手。

議長 10番手島委員。

10番 (手島委員) 耕作されるようになるまでには、3～4年位かかるものと思われま

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。

3番 (田中委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、譲渡人は経営縮小ですが遠方に住んでありほぼ離農です。譲受人は経営拡大です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。14番 櫻木委員。

14番 (櫻木委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は譲渡人の空き家を購入した際、家と一緒に農地も購入してほしいと要望があり、今回の申請になっています。本人と会って推進委員と一緒に話を聞きましたが、譲受人は〇〇大学の教授をされており、2020年7月頃までには購入した家に住むとのことでした。今年も3反ほど柿の手入れから、収穫まで手伝いをしています。水稻についても田植えから収穫、出荷まで自分でやりたいと田植え機等農機具の購入も考えておられます。現在は、筑紫野市で営農しており、直売所に出荷しているとのことでした。またJA 筑紫の方で開催される、園芸講習会などにも出席するとのことです。将来は、認定農業者の認定を受けたいと考えているそうです。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
8番 森部委員 挙手

議長 8番 森部委員

8番 この方の国籍はどこですか。年齢はいくつ位のかたですか。

14番 櫻木委員 挙手

議長 14番 櫻木委員

- 14番 (櫻木委員) 韓国人の方で、現在56歳です。
- 8番 (森部委員) 事務局にお尋ねしますが、外国籍の人が農地を購入する場合の要件はどうなっていますか。
- 事務局挙手
事務局
- 議長 事務局
事務局
就労ビザか永住権を持っていることが条件になりますが、就労ビザで農業をすることを制限されている方は別ですけど、譲受人は永住権を持っておられます。
- 18番 伊藤委員挙手
- 議長 18番 伊藤委員
18番 (伊藤委員) 譲受人は、移住されて営農していくとのことですが、新規就農みたいな感じだと思わんですが、地域とのつながりはどうなのか、重要なことだと思いますが。
- 14番 櫻木委員挙手
- 議長 14番 櫻木委員
14番 (櫻木委員) 柿の剪定など地元の方から指導を受けたりしている。地域の方の名前も次々出てくるし、大学が金土日休みなのでこの間集中して農作業に当たりたいと言っております。地域の方たちも応援しているし、本人の農業に対する意欲は伝わってきました。
- 議長 18番よろしいですか。他にありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可いたします。
- 1番 (藤原委員) 審議番号5番について説明を求めます。1番 藤原委員。
1番 (藤原委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で、譲渡人は高齢のため経営縮小、譲受人は相手方の要望、前回も譲受人は、この土地の周辺を購入しており、一体的に造成し営農する計画でいます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。
- 議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可いたします。
- 1番 (藤原委員) 審議番号6番について説明を求めます。1番 藤原委員。
1番 (藤原委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。譲渡人は経営縮小、譲受人は経営拡大です。三角地の非常に狭い土地ですが、野菜等を作っていきたいとの事でした。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。
- 議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可いたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。8番 森部委員。

8 番 (森部委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約内容は売買。譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。

譲受人は、市外の方ですが近々朝倉市内に転入される予定です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

議 長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

議 長 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。2番 樋口委員。

2 番 (樋口委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約内容は売買。譲渡人は経営縮小、譲受人は相手方の要望で経営拡大です。

申請土地は、譲受人の自宅の上隣りと言うこともあり、また譲渡人は高齢で女性二人暮らしということもあり経営縮小しております。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。16番 林委員

16番 (林委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。先ほどの報告第3号審議番号2番と関連がありますが、譲受人は譲渡人の空き家を購入しておりますが、家の裏に隣接した家庭菜園ほどの農地です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

ここで、議事進行上、暫時休憩といたします。14時45分より再開いたします。

(休憩：14時35分から14時45分)

(休憩後、「現地ビデオ」上映 14：45から15：10まで)

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。18頁をお開きください。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案書により説明。1件でございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。16番 林委員

16番 (林委員) 審議番号1番について説明いたします。転用者・申請土地は記載のとおりです。

転用目的は、植林で転用の理由として、山間の農地で申請人も高齢になってきたため耕作が困難になり、今回植林し山林とするものです。申請人の父の代は、梨畑でしたが子はサラリーマンであったため、年もいき出来なくなったということです。参考事項としてその他の農地に該当。農用地区域外、第2種農地です。ご審議のほどお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

19頁をお開きください。次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （水落）議案朗読をもって説明。21頁まで9件ございます。

議長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番 森山委員。

4番 （森山委員）審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、転用の目的は進入路で、転用の理由は隣地の宅地を相続し、居住する計画ですが進入路がないため整備するものです。現在、市による市道の新設工事が行われており年度内には完成予定です。この新設道路と接する申請土地43㎡を進入路として利用するものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地で、都市計画用途地域内第3種農地に該当します。尚、雨水排水は新設道路の側溝へ流すようになっています。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番 穴見委員。

15番 （穴見委員）審議番号2番について説明します。借受人・貸人・申請土地は記載のとおりです。契約は使用貸借。転用目的は自己用住宅で、転用の理由は現在借家住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。農地法の運用は、鉄道の駅から300m以内の農地、第3種農地に該当します。

尚、生活排水は下水道へ、雨水排水は側溝へ流すようになっています。区会長及び水利委員の承諾も得られています。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、私が担当委員になっていますので、議長を伊藤副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議長

(伊藤副会長) 議長を交代しました。

それでは、審議番号3番について担当委員の説明を求めます。19番 後藤委員。

19番

(後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で、転用の目的は露天駐車場及び露天資材置場です。転用の理由は、会社の駐車場及び資材置場が不足しているため整備するものです。雨水排水はU字側溝を設置し流します。農地法の運用は、用途区域の定められている農地で、第3種農地です。なお、農事組合長の承諾も得られています。審議の程、よろしくお願いたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員

ありません。

議長

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番

(後藤委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で、転用の目的は露天駐車場及び転回広場です。転用の理由は譲受人が経営する自動車修理販売店の駐車場が不足しており、また転回スペースがないため整備するもので、地上げをし、周りにU字側溝を設置するとのことです。地元区会長並びに農事組合長の承諾も得られています。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員

ありません。

議長

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

それでは、議長を後藤会長と交代いたします。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番

(樋口委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で転用の目的は、露天駐車場敷地拡張で、転用の理由は譲受人が自宅で養蜂製品の製造販売をしており、来客用の駐車場が不足しているため整備するものです。既に地上げがされています。ビデオ上映の時、事務局より説明がありましたが、既に地上げた状態が確認されたので、始末書添付での申請になっています。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員

ありません。

議長

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。16番林 委員。

16番

(林 委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のと

おりです。契約は売買で転用の目的は、農家住宅の建築で、転用の理由は自宅が29年7月の豪雨災害で被災したため、農家住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽を設置、雨水排水は水路に流します。農地法の運用については、集落接続に該当します。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。16番林 委員。

16番 (林 委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で転用の目的は、共有進入路です。転用の理由は自宅及び農地への進入路として共同で整備するものです。雨水排水は水路に流します。農地法の運用については、集落接続に該当します。

ご審議の程よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番 (伊藤委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で転用の目的は、露天駐車場の敷地拡張で、転用の理由は譲受人が営む生コン会社の従業員駐車場が不足しているため整備するものです。雨水排水は水路に流します。駐車場の不足は以前からあっていたようです。29年豪雨災害後、河川・砂防等災害復旧工事の発注件数が大幅に増え、生コンの受注も多くなっており、現在の従業員駐車場を生コン車の待機場所として活用するため、従業員用駐車場不している状況です。雨水は排水路に流します。農地法の運用について、10ha以上の一団の農地で敷地拡張に該当します。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

事務局(水落) 挙手。

議長 事務局

事務局 (水落) 審議番号8番について、土地改良区の意見書が添付されていません。申請者は土地改良区の同意が得られないため、先月の申請を見送っていましたが、土地改良区の会合が13日に開かれることになり、この件について協議がなされます。これを待って申請すると更に遅れるため、意見書が同意されることを前提に今回申請を受け付けています。土地改良区の意見書が同意するとの場合のみ、許可相当との意見を付して県に提出する予定です。

議長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。

- 8 番 (森部委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で転用の目的は、営農集団倉庫建築で、転用の理由は現在ある農業用倉庫が、29年7月の豪雨災害で被災した河川災害復旧工事により、収用対象となったため申請地に移転するものです。なお倉庫は営農集団の農機具を格納するだけで、水は使用しないとのことです。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。
22頁をお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号1番と2番は、推進機構からの買入れで審議番号3番と4番は推進機構への売渡しです。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番から4番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号1番から4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番から4番は承認といたします。
23頁をお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。25頁まで7件ございます。
ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
次に、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。
- 5 番 (手嶋委員) 申請人・申請土地は記載のとおりです。駐車場として使用されており、20年以上前から非住宅地として課税されています。ご審議よろしく申し上げます。
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番 森山委員
- 4 番 (森山委員) 申請人・申請土地は記載のとおりです。両筑土地改良区のポンプ小屋が建っている場所で、ほんのわずか農地に入り込んでいたということです。平成8年の航空写真でこの状態が確認できています。ご審議の程、お願いします。
- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。3番 田中委員
- 3 番 (田中委員) 申請人・申請土地は記載のとおりです。20年以上前から家が建っており農地の一部に越境していたため、今回の申請になっております。ご審議の程、お願いします。

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。11番 手島委員

11番 (手島委員) 申請人・申請土地は記載のとおりです。20年以上前から家が建っていることを確認しています。ご審議の程、お願いします。

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。10番 手島委員

10番 (手島委員) 申請人・申請土地は記載のとおりです。ビデオでも見ていただいたとおり倉庫が建っています。20年以上前から建っていることを確認しています。
 ご審議の程、お願いします。

議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員

17番 (樋口委員) 申請人・申請土地は記載のとおりです。20年以前から山林課税されていると
 のことです。現地も確認しましたが、40年生位の杉が立っていました。
 ご審議の程、お願いします。

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。16番 林 委員

16番 (林 委員) 申請人・申請土地は記載のとおりです。20年以上前から宅地課税されており、
 申請地は宅地の一部になっています。ご審議の程、お願いします。

議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
 26頁をお開きください。次に議案第8号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の
 変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。尚、立地条件については、転用可能と判断しています。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課 農業振興課の説明を求めます。
 農業振興課 (久保山) 詳細について説明。農業委員会からのご意見を伺いたいと思います。
 重要な変更、除外件数が6件、編入が1件でございます。

除外件数1番から6番について、件別に説明。また除外後転用が可能となるものを精査し、計上しております。

編入については、農用地でないと補助事業を活用できないため編入するものです。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当課の説明は終わりました。それでは、議案第8号除外6件、編入1件を一括とし質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、議案第8号について承認の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第8号は承認とし市長へ通知します。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:50)

